第 457 回企業会計基準委員会	資料番号 日付	審議事項(3)-2 2021 年 5 月 18 日

プロジェクト	**時価の算定に関する会計基準**
項目	**投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2021 年 1 月 18 日に企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり 2021 年 3 月 18 日に締め切った。本公開草案に対しては、13 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 4 通）が寄せられた。寄せられた主なコメントへの対応に関する審議を、第 165 回金融商品専門委員会（2021 年 4 月 5 日開催）より開始している。

3. 本資料は、引き続き、本公開草案に対する主要なコメントへの対応案についてご意見をお伺いすることを目的としている。なお、前回からの主な変更箇所は黄色でハイライトしている。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

質問１（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

5. 一方、次の意見が聞かれている。

<u>未公開株式に投資する投資信託に関するコメント（本公開草案第 24-2 項等）</u>

(1) 未公開株式を個別に保有している場合と、投資信託として保有している場合で貸借対照表価額を取得原価とするか時価とするかが変わるということになり、この不整合についての整理は十分になされていないと考える。時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。金融商品の時価評価の範囲を変更するのであれば、金融商品の分類及び測定に関する検討の中で議論されるべきであると考える。

(2) 投資信託財産が非上場株式である投資信託の貸借対照表価額については、時価で計上する実務と取得原価で計上する実務の両方が存在しているので、不動産投資信託と同様に、時価で計上することが求められるかを明確にしていただきたい。

（対応案）

(1) 時価算定会計基準公表に伴い、金融商品会計基準を改正しており、「時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。」（金融商品会計基準第 81-2 項）としている。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた金融商品は、たとえ何らかの方式により価額の算定が

可能としても、それを時価とはしないこととされていた市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。したがって、投資信託財産が金融商品である投資信託も時価をもって貸借対照表価額とすることとなる（投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額については第9項(1)及び(2)を参照のこと。）。よって、投資信託財産として市場価格のない株式等を保有している場合であっても、市場価格のない株式等を直接保有している場合と異なり、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とすることになる。

公開草案に寄せられたコメントは、この処理に対する懸念を示すものと考えられるが、一般に、投資信託とは投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品であり、その投資信託という形式により市場価格のない株式等を間接的に保有している場合と市場価格のない株式等を直接保有している場合とでは、経済実態が異なると考えられる。ここで、投資信託自体の時価の算定においては、解約制限などその投資信託自体の特性を考慮して時価を算定する必要があり、投資信託財産の評価額の合計額を当該投資信託の総口数で割った一口あたりの価額（すなわち基準価額）が必ずしも時価となるわけではない。

これらについて結論の背景に記載する（修正文案については対応案(2)の下にまとめて記載する。）。

(2) 上記(1)のとおり、投資信託財産として非上場株式を保有している場合であっても、その投資信託自体について時価をもって貸借対照表価額とすることになる。その旨を以下の下線部のとおり結論の背景第49-4項として追加で記載する。

49-4. ここで、会計基準の公表に伴う2019年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）により、市場価格のない株式等を除き、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを削除したことに関連し、2021年公開草案に寄せられたコメントとして、投資信託財産が市場価格のない株式等である投資信託について、市場価格のない株式等を直接保有している場合と、投資信託として間接的に保有している場合とで貸借対照表価額が異なることとなることに懸念する意見が聞かれた。

この点、一般に、投資信託とは投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品であり、その投資信託という形式により市場価格のない株式等を間接的に保有している場合と市場価格のない株式等を直接保有している場合とでは、経済実態が異なると考えられる。」

コメントの追加 [A1]: 「一般に、投資信託とは投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品であり」とあるが、「一般に」とあると、異なる処理もあり得ると読め、実務に混乱が生じる懸念がある（第456回企業会計基準委員会）。
→当該説明は投資信託の商品性の説明であり、その形式をとった場合は、市場価格のない株式等を直接保有している場合と経済実態が異なるとの趣旨が分かるよう記載を修正した。

コメントの追加 [A2]: 「投資信託自体が解約制限など固有の特性を有する」との記載については、非上場株式を直接保有する場合でもその非上場株式に売却制限等があり得るため適当でなく、削除しても良いと考える（第166回金融商品専門委員会）。
時価が基準価額なのか、基準価額に調整をした額なのかについて説明はされているが、未公開株式を直接保有する場合は取得原価で、投信を通じた間接保有する場合は時価であるとの理由付けが必要である（第456回企業会計基準委員会）。
→記載を修正した。

ここで、投資信託自体の時価の算定においては、前項のとおり、解約制限などその投資信託自体の特性を考慮して時価を算定する必要があり、投資信託財産の評価額の合計額を当該投資信託の総口数で割った一口あたりの価額（すなわち基準価額）が必ずしも時価となるわけではない。

したがって、投資信託財産が市場価格のない株式等である投資信託について、2019 年改正の金融商品会計基準の取扱いを修正しないこととした。

コメントの追加 [A3]: 海外・国内の未公開株式への投資が実務上どのような法的な形式で行われているか、実例を確認したうえでパターン化し、それぞれのケースの取扱いを結論の背景において整理できると良いと考える（第 166 回金融商品専門委員会）。
上記の意見を踏まえ、会計上のアービトラージが起きないかという観点で、現状、どのような取扱いを提案していることになるのかという点について簡潔に整理頂きたい（第 456 回企業会計基準委員会）。
→組合の会計処理については、投資信託とは異なるものとなっており、本公開草案においても、今後の検討課題としているため、今回は対応しない。

海外で発行される投資信託における時価の算定日と基準価額の算定日の乖離に関するコメント（本公開草案第 24-5 項）

(3) 投資信託財産の流動性が低い等の理由によりタイムリーに基準価額を得ることができない場合には、時価の算定日と基準価額の算定日が 1 か月を超えることも許容されるとの理解でよいか確認したい。

また、時価の算定日と基準価額の算定日の間の期間が短いとする例示期間を 3 か月程度としていただきたい。

(4) 海外で発行される投資信託については、直接保有を前提に 1 か月程度情報提供に時間を要することもあり得ると想定されているが、商品スキームや会計処理は様々である。例えば、合同運用金銭信託の構成資産として海外で発行される投資信託を間接的に保有していて、会計上は直接保有に準じて投資信託として扱っているケースもある。こうした商品スキーム等に係る特性も考慮できることが明確になるよう記載いただきたい。

（対応案）

(3) 海外で発行される投資信託については、本公開草案第 24-5 項において、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」とし、必ずしも 1 か月に限定はしておらず、個別に判断を求めるものであるが、その趣旨を分かりやすくするため、「通常は 1 か月程度と考えられる」とした背景や 1 か月を超える場合の考え方を以下の下線部のとおり結論の背景第 49-6 項に追加で記載することとした。

49-6. このほか、会計基準第 5 項の時価の定義を踏まえると、原則として、時価の算定日において算定される基準価額を使用することとなるが、国内で発行される投資信託と異なり、海外~~の~~で発行される投資信託については情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い~~（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）~~場合に限り、基準

価額を時価とみなすことができるとした（第 24-5 項参照）。

なお、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い場合については、一般に投資信託財産が金融商品である海外で発行される投資信託は、実務上、月次で基準価額が算定されることが多いため、通常は 1 か月程度と考えられるとし、それとともに、投資信託財産の流動性が低い場合には、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられるため、1 か月を超える場合については、投資信託財産の流動性などの特性も考慮することとした。

(4) 実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2 において、合同運用の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託については、有価証券としての会計処理を行うこととされている。上記意見にあるように、合同運用金銭信託について、投資信託として取り扱われる場合は、本公開草案の定めを適用することになるが、こうした商品スキームに係る特性は、上記(3)に示した、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられる要素にはならないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

コメントの追加 [A4]: 「基準価額を時価の算定日で更新する必要性が乏しい」と言い切ってしまうと、投資信託財産の流動性が低いものは時価の値洗いが必要ないとの誤解を与える懸念がある（第 166 回金融商品専門委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

コメントの追加 [A5]: ・金銭の信託については、時価の算定単位及び開示単位は明らかではなく、信託財産の中身なのか、金銭の信託自体なのか、その考え方を明確にする必要があるのではないか(第 166 回金融商品専門委員会)。
・時価の算定単位及び開示の単位を明確化しようとすると、会計処理から議論する必要があり、今回の検討の範囲を超えるものと考える。そうした議論なしに明確化をしようとすると、実務が混乱する懸念があると考える(第 167 回金融商品専門委員会)。
→金銭の信託については、今回の改正の範囲外であり、聞かれた意見に記載の論点を明確にすることで実務が混乱するとの意見も聞かれたことから、これ以上の検討は行わない。

基準価額を時価とする取扱い又は時価とみなす取扱いを適用するための要件を継続して充足していることの確認を投資者に求めるコメント(本公開草案第 24-2 項及び第 24-3 項)

(5) 投資者が本公開草案第 24-2 項の重要な制限の有無及び本公開草案第 24-3 項の時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているか否かの要件のいずれかを継続的に充足している事実の確認が求められることを結論の背景に明記すべきと考える。

（対応案）

(5) 本公開草案第 24-2 項の重要な制限の有無及び第 24-3 項の時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているか否かの要件は、特に当初認識時に限っているわけではなく、会計基準において明らかにする必要性は乏しいと考えられ、本公開草案を修正しない。

重要な制限がある場合に該当しない例示及び海外で発行される投資信託に関する文言の見直しを提案するコメント（本公開草案第 24-4 項(3)及び第 24-5 項）

(6) 「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制

限がある場合」には該当しない例示の本公開草案第24-4項(3)及び海外の投資信託に関して基準価額を時価とみなす本公開草案第24-5項において、「1か月程度」との判断基準が記載されている。第24-4項(3)と第24-5項は、異なる局面における判断基準の提案であるものの、これらを関連付けて基準の適用がなされる可能性があり、実務における混乱を避けるためにも、文言の記載について検討を提案する。

（対応案）

(6) 上記の意見は、本公開草案第 24-4 項(3)の重要な制限がある場合に該当しない例として示している「解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1 か月程度）もの」と、本公開草案第 24-5 項の海外で発行される投資信託において時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が 1 か月程度の短い期間である場合に基準価額を時価とみなすことができる定めを関連付けたものであるが、本公開草案第 24-4 項(3)の例は、解約等の制限が重要であるか否かを示すものであり、時価の算定日と基準価額の算定日のズレに関する定めと直接的な関係はない。したがって、本公開草案を修正しない。

基準価額の定義に関するコメント（本公開草案第 49-2 項）

(7) 本公開草案第49-2項のとおり、現行の適用指針における「基準価格」を「基準価額」に統一しているが、本公開草案における「基準価額」は、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」に該当するかを確認したい。

（対応案）

(7) 本公開草案第 49-2 項のとおり、「基準価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図するものではない」としており、改正前の金融商品実務指針第 62 項における基準価格と同一のものを意図している。したがって、本公開草案における「基準価額」には、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」のほか、同規則が適用されない海外で発行される投資信託における基準価額も含まれ得ると考えられる。

「市場における取引価格」が何を指すのか明確化を求めるコメント（本公開草案第 24-2 項等）

(8) 上場していないオープンエンドの公募投資信託は、相対市場において、解約等に重要な制限がなく基準価額で解約等が行われる実務があるが、かかる基準価

額は、本公開草案第24-2項における基準価額に相当するのか、それとも時価算定会計基準第5項の「市場における取引価格」に相当するのか明らかでなく、結論の背景等での明確化が望まれる。

(9) 投資信託の解約等が市場における取引でないと考えるのであれば、基準価額は厳密には現行の時価算定会計基準第5項の「時価」には該当しないというべきであるから、本公開草案第24-2項の「基準価額を時価とする」取扱いは既存の「時価算定会計基準に従った取扱い」とは説明できず、「基準価額を時価とみなす」新しい定めであると整理すべきである。

（対応案）

(8) 時価算定会計基準第 5 項の時価の定義において「市場における取引価格」との文言は使われていない。本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」は、本公開草案の結論の背景の第 49-2 項に記載のとおり、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託のその市場における取引価格を意図している。その旨をより明確にするため、本公開草案第 49-2 項を次のとおり修正する。

49-2.　会計基準第 5 項に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場して~~いる~~おり、その市場が主要な市場となる投資信託で、その市場における取引価格が存在する場合、~~通常は~~当該価格が時価になると考えられる。

また、本適用指針第 24-2 項において、当該市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示した~~（本適用指針第 24-2 項参照）~~。

(9) 本公開草案第 24-2 項の基準価額を時価とする取扱いは、時価算定会計基準第 5 項において時価の定義を「資産の売却によって受け取る価格」（出口価格）としている点について、解約価格たる基準価額を出口価格として取り扱うことができることを明確にしたものであり、本公開草案第 24-3 項のような基準価額を時価と「みなす」ものではなく、基準価額も時価算定会計基準第 5 項の「時価」となることを示したものである。したがって、本公開草案を修正しない。

コメントの追加 [A6]: ・「相対で取引できると見込まれる価格」との表現では、それが市場データに基づいた観察可能なインプットと言えるのか疑問であるため、記載の修正を検討頂きたい(第 166 回金融商品専門委員会)。
・「相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合、観察可能なインプットと考えられる」とあるが、混乱を招く懸念がある（第 456 回企業会計基準委員会)。
→相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合についての記載は削除した。

コメントの追加 [A7]: ・時価算定会計基準における「主要な市場」の概念を本公開草案第 49-2 項にも反映させ、「取引所を主要な市場とする取引価格が存在せず」と修正する必要はないか、検討頂きたい(第 166 回金融商品専門委員会及び第 167 回金融商品専門委員会)。
・第 24-2 項の「市場における取引価格が存在せず」について、上場しているものに限るのであれば、その旨分かるように記載すべきである(第 167 回金融商品専門委員会)。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

基準価額を時価とみなす取扱いの要件に関するコメント（本公開草案第 24-3 項）

(10) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用にあたり、投資信託の財務諸表がIFRS第13号、米国基準Topic820、もしくはこれらに準ずる時価の算定基準に基づき

作成されていることを条件とされているが、例えば、投資信託財産に貸出金が含まれており投資信託の財務諸表がIFRSに従い作成されている場合、貸出金が償却原価で測定されていても上記の要件を満たすことになる。しかしながら、基準価額の算定にあたり、組入資産の評価は原則として時価により行うこととされていることから、当該貸出金は基準価額の算定上、時価評価されている必要があると考えられる。そのため、財務諸表作成上の基準に着目するのではなく、投資信託財産を時価算定会計基準またはこれと同等の基準で時価評価した一口当たり時価純資産として基準価額を算定していることを条件とすべきである。

（対応案）

(10) 基準価額を時価とみなす取扱いは、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、実務的な対応に困難を伴うことが想定されることから、一定の要件を満たした場合にこれを認めることとしたものである。こうした趣旨を踏まえ、全体として時価算定会計基準と整合する評価基準になっていると考えられることを要件としたものであり、場合によっては財務諸表上で採用された投資信託財産の評価基準と基準価額を算定する際の評価基準が異なる可能性はある。一方、上記の意見のとおり、個々の投資信託財産の評価において、完全に時価算定会計基準に基づいていることを要件にすると、当該取扱いを適用するために困難さが生じ、当該取扱いを設けた意義が薄れる懸念があると考えられる。したがって、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するにあたって、個々の投資信託財産を時価評価して算定された基準価額を用いることとなるが、要件は財務諸表に着目することとしている。その旨を以下の下線部のとおり結論の背景第 49-3 項に記載することとした（なお、上記(1)の対応案に関する修正文案も含め第 49-3 項の全文を記載している）。

49-3.　一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、第 4 項(1)に定める時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、<u>投資信託財産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一口あたりの価額である基準価額が時価となるわけではなく、</u>基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。

そのため、投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、<u>一定の要件に該当するときは、</u>~~当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価~~

~~について、会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられる場合に、~~基準価額を時価とみなすことができるとした（第 24-3 項参照）。なお、当該要件について、投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価において、会計基準と整合する評価基準が用いられているかを確認することを求めると、適用の困難さが生じると考えられるため、第 24-3 項(1)及び(2)においては、当該投資信託の財務諸表が、IFRS、米国会計基準又はこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認すればよいこととした。

コメントの追加 [A8]: 基準価額を時価とみなすことができるとする要件について、適用の困難さを軽減するため、「第 24-3 項(1)及び(2)においては、当該投資信託の財務諸表が、IFRS、米国会計基準又はこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認することを求めている」との記載は意味が分かりにくいため、記載振りを改善頂きたい（第 456 回企業会計基準委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの確認についてのコメント（本公開草案第 24-6 項）

(11) 本公開草案第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いはみなし規定であり、フローチャートにも明記があるとおり「時価算定会計基準に従った取扱い」とは一線を画すものである。よって、そのような取扱いの対象とした時価につき、第三者から入手した相場価格の利用に関して述べる本公開草案第24-6項また書きにおいても、みなし規定としての整合した記載にすべきである。

（対応案）

(11) 上記(10)のとおり、基準価額を時価とみなす取扱いの要件は、適用の困難さを軽減させるため、第 24-3 項(1)及び(2)においては、投資信託の財務諸表における一つ一つの投資信託財産の評価に着目するのではなく、その評価が全体として時価算定会計基準に基づいているか否かを確認することを求めている。当該要件を満たすことで個々の投資信託財産の評価についても、時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられるとしている。これを踏まえ、本公開草案第 24-6 項及び第 49-6 項を以下の下線部のとおり修正することとした。

24-6. 第 24-2 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（第 18 項参照）。

また、第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、第 24-3 項(1)から(3)のいずれかに該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとみなす~~判断する~~ことができる（第 18 項参照）。

49-7~~6~~. なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、第 18 項に定める第三者から入手した相場価格に該当するため、会計基準に従って算

定されたものであると判断する必要がある。第 24-2 項又は第 24-3 項の取扱いを適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、会計基準に従って算定されたものであると当該判断ができる又は会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができると考えられるため、第 43 項に例示した手続によらないことができることとした（第 24-6 項参照）。

質問 2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-3 項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、レベル 3 に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

6. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

7. 一方、次の意見が聞かれている。

調整表の要否に関するコメント（本公開草案第 24-7 項(3)）

(1) 投資信託の注記事項として調整表を求めることについて、コストがベネフィットを上回る可能性がある。仮に注記するとしても、レベル 3 の時価に求められる注記事項をパッケージとして提供しない限りにおいては、残高の調整表のみ注記することの有用性には疑問が生じる。

また、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する金融商品がレベル 3 に該当することが多いと整理されているが、その裏付けは示されていない。基準価額にはレベル 3 インプットを用いた金融商品の時価のような不確実性はないことから、開示の必要性は低いと考えられる。IFRS 第 13 号との開示内容に差を生じさせる開示を導入すべきではない。

（対応案）

(1) 調整表の要否に関する意見への対応案は、以下のとおりであり、本公開草案を修正しないこととした。

① 基準価格を時価とみなす取扱いを適用する金融商品がレベル 3 に該当

コメントの追加 [A9]: 米国会計基準の NAV を時価とする簡便的な取扱いにおいては調整表の開示は求められておらず、コスト･ベネフィットの観点で有用性があるのか疑問であり、財務諸表作成者として納得感がない(第 166 回金融商品専門委員会)。
→米国会計基準では他に異なる開示が求められており、単純な比較は困難であるため、修正しない。

コメントの追加 [A10]: ・貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益の開示で十分ではないか(第 166 回金融商品専門委員会)。
・調整表は作成しないこととし、例えば、別途、取得価格や含み損益などを開示する案を検討してはどうか(第 456 回企業会計基準委員会)。
→上記の意見に対し、財務諸表利用者からは、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するものはレベル 3 に該当することが多いと考えられる中、IFRS 基準を日本だけ緩める理由は乏しく、また、金融危機時において、企業の対応の変化がわかるという有用性があるため、調整表は開示すべきとの意見もある旨聞かれていることから、修正しない。

することが多いとすることは、裏付けがないのではないか。

（対応案）

後述の本資料第 9 項(3)のコメントの対応では、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当するかの重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことと整理している。これを踏まえると、市場における取引価格が存在せず、重要な解約等の制限に関して調整を行う場合、その利用されるインプットは通常は市場で観察できず、時価がレベル 3 に該当することが多いと考えられる。

② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託に対して、一律に調整表の開示を求めることで、IFRS 第 13 号よりも実質的に開示が増えることになるため、調整表の開示を求めるべきではない。

（対応案）

そうした懸念も理解するものの、上記①に記載したとおり、仮に時価のレベルを付した場合、時価がレベル 3 に該当することが多いと考えられるため、全体としてレベル 3 に準じた開示を求めることが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられる。

③ 基準価額にはレベル 3 のインプットを用いた金融商品の時価のような不確実性はないことから、開示の必要性は低い。

（対応案）

投資信託の基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、その算定には企業の見積りから生じる不確実性はないと考えられるが、基準価額で貸借対照表に計上されている投資信託について、その増減が購入によって増えたのか、他者により算定されており、また、解約等に制限があるものの、時価とみなしている基準価額の上昇による評価替えによって増えたのか等は、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。

④ 仮に注記するとしても、レベル 3 の時価に求められる注記事項をパッケージとして提供しない限りにおいては、有用性がないのではないか。

（対応案）

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、イ

コメントの追加 [A11]: レベル 3 に該当することが多いということの裏付けについては、説明が不足しているため丁寧に対応すべきである（第 456 回企業会計基準委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

コメントの追加 [A12]: 基準価額に対する調整を行わないということは、調整額をゼロとするというインプットを利用していると整理し、基準価額を時価とみなす取扱いの対象となったものはすべてレベル 3 に該当すると言えるのではないか（第 456 回企業会計基準委員会）。
→公開草案第 49-7 項に記載のとおり、当該取扱いを適用した場合、仮に基準価額に調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、有用な情報とならないとして、金融商品の時価のレベル別の開示を求めないこととしており、インプットをゼロとみなして時価を算定しているとの考え方は採用していない。

ンプットの入手や企業での評価プロセスの実施は想定されないため、レベル3の時価に求められる注記事項のうち、開示を行うことになるのは、調整表のみと考えられる。

レベル1から3のいずれにも含まないことについて反対するコメント（本公開草案第49-7項）

(2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託において、レベル1からレベル3のいずれにも含めないこととなると、国際会計基準と異なる開示となり、財務諸表利用者にとって使用しづらいものとなる。基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託もレベルごとの内訳に含めたうえで、含めた金額を注記すれば、情報の有用性は損なわれないと考える。

（対応案）

(2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、基準価額に対して解約等に関する制限に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されない。このような状況において、投資信託に関する個別の定めが存在せず、時価のレベルの分類を求める IFRS 基準とその観点のみの整合性を求め、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行い、その時価について、基準価額を時価とみなす取扱いを適用していない他の金融商品の時価と混在させた場合、たとえ金額の注記を別途行ったとしても財務諸表利用者にとって有用な情報とはならないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記が、金融商品実務指針第5-2項の枠組みに含まれることの明確化を求めるコメント（本公開草案第24-7項）

(3) 会社計算規則において、有価証券報告書を作成しない企業に限り、金融商品の時価のレベル別開示を省略できることとされたが、本公開草案における基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる注記も同様に省略可能とすることが適当と考える。一方で、適用時期を踏まえると、法令の整備がタイトなスケジュールとなり、結論が示されるタイミングが遅れるほど、実務において解釈が定まらず苦慮することとなる。そのため、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる注記が「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の枠組みであること（会社計算規則上、省略可能であること）を会計基準において明確にしていただきたい。

（対応案）

(3) 本公開草案第 24-7 項で求められる基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記は、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に定める事項を注記しない場合に注記することとされており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に関連する注記であると考えられる。

「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースに関するコメント(本公開草案第 24-7 項)

(4) 金融商品時価開示適用指針において、レベル別開示は、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」と「時価を注記する金融資産及び金融負債」で異なる取扱いをしており、前者についてのみ調整表の注記を求めている。一方、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記事項については、このような区別がなされていないが、投資信託について「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債」に該当しないケースの有無(有期限の投資信託について満期保有目的で処理する可能性、投資信託を子会社株式等として扱う可能性、MMF 等の取得原価により計上される投資信託の取扱い等)を整理のうえ、規定範囲に問題がないか確認いただきたい。

(対応案)

(4) 投資信託の保有目的は、基本的には売買目的かその他になると考えられ、貸借対照表価額が時価になるものを念頭に定めを置いているが、これに該当しないケースについては以下のとおりと考えられる。

① 子会社・関連会社株式扱いになる場合、貸借対照表価額は取得原価となり、個別財務諸表にのみ、時価注記が求められる。この場合において、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する可能性はあるが、当該適用に係る注記事項は、連結財務諸表で記載されれば、個別財務諸表は不要としている。したがって、結果として基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記は不要となる。

② 満期保有目的になる投資信託は、金融商品会計に関する Q&A の Q67 において、「契約型投信、会社型投信及び貸付信託は、一般には満期に額面金額で償還が予定されるものではありませんので、満期保有目的の債券には区分できず」とあるとおり、想定されない。

③ MRF など、預金と同様の性格を有し貸借対照表価額を取得原価としているものについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは時価注記を省略することができるとされているため、基

準価額を時価とみなす取扱いの適用は想定されない。

これらを踏まえると、時価をもって貸借対照表価額とする投資信託以外は、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記を実質的に求められないこととなるが、レベル3の調整表が「時価を注記する金融資産及び金融負債」に求められていないこととの整合性を図り、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託のうち、「時価を注記する金融資産及び金融負債」については、調整表の注記を求めないことを明確にするため、「時価をもって貸借対照表価額とする投資信託」と「時価を注記する投資信託」を区別して記載することとした（修正文案については対応案(5)の下にまとめて記載する。なお、投資信託財産が不動産である投資信託についても同様の修正を行うが、本資料では記載を省略する。）。

コメントの追加 [A13]: ・時価評価せず、時価注記のみの投資信託については、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の調整表は不要である旨を、基準で明確にすべきと考える（第456回企業会計基準委員会）。
・時価評価する投資信託と時価注記のみの投資信託について、それぞれの開示の取扱いが混在して分かりにくいため、整理頂きたい（第167回金融商品専門委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

開示のガイダンスを求めるコメント（本公開草案第24-7項）

(5) 通常の金融商品とは異なる新たな注記を求める場合、各社の注記方法が区々となり、比較可能性のある情報にならない懸念がある。財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するために、ガイダンスを作成することが望ましい。

（対応案）

(5) 今回新たに求められる注記の内容は、対象となる投資信託の契約条件の内容やその重要性等を踏まえ企業が個別に判断して決定すべきものと考えられ、例えば、重要な解約制限の内容の記載等の開示例を入れた場合、形式的に開示のチェックリストとして画一的に用いられることが懸念される。

一方で、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、他の金融商品と時価注記を区別すべきかどうか明確にすべきとの意見が審議で聞かれた。当該取扱いは、適用する際の要件や注記事項を定めており、時価算定会計基準第24項に記載した、実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で定めるその他の取扱いとして設けられたものであり、他の金融商品と時価の注記において区別する必要性は乏しいと考えられることから、本公開草案第24-7項を次のとおり修正する。

なお、公開草案第49-7項において、当該取扱いを適用した場合、時価のレベル別の開示は行わない理由を記載しており、インプットのレベルが把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないためとしている。これは、2019年時価算定会計基準適用指針の公開草案において、経過措置として、別のルールによるレベルの分類を行う提案に対して寄せられたコメントを考慮し

コメントの追加 [A14]: 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、時価開示においては、全体と区別しなくても良いのか確認したい（第166回金融商品専門委員会、第456回企業会計基準委員会）。
→時価開示においては、他の金融商品と区別しない旨を明確にした。

たものであり、上述の時価の開示における考え方を示したとしても、レベル別の開示についての考え方は変更しない。

24-7.　時価をもって貸借対照表価額とする投資信託について、本適用指針第24-3項の取扱いを適用した場合~~投資信託については~~は、他の金融商品と区別せずに企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第4項に定める事項を注記する。

また、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第5-2項(1)の注記に併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1)　本適用指針第24-3項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記していない旨

(2)　本適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額

(3)　(2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表

（後略）

24-8.　金融商品時価開示適用指針第4項(1)に従って貸借対照表日における時価を注記する投資信託（前項で注記する投資信託を除く。）について、本適用指針第24-3項の取扱いを適用した場合は、他の金融商品と区別せずに金融商品時価開示適用指針第4項に定める事項を注記する。

また、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第5-2項(2)の注記に併せて、次の内容を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1)　本適用指針第24-3項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記していない旨

(2)　本適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の時価の合計額

(3)　(2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

解約等に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合、本適用指針第24-3項の取扱いを適用するとした判断の前

提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計したうえで、当該投資信託の時価の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び時価の合計額を注記することができる。

49-8.　（前略）

一方、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用するものについては、仮に会計基準第 12 項に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(4)②に準じた注記を求めることとした。なお、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(4)②の注記は、時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債についてのみ求めていることから、同様に、時価をもって貸借対照表価額とする投資信託にのみ、当該注記を求めることとした。

（後略）

基準価額を時価とみなす取扱いを適用しなくなった場合における時価算定会計基準第 10 項の注記の要否についてのコメント(本公開草案第 24-7 項)

(6) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなり調整などを行う場合など、投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、時価算定会計基準第 10 項における評価技法又はその適用を変更する場合の注記の対象になるのかどうかについて明示する必要があると考える。

（対応案）

(6) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、その取扱いができなくなるケースは通常多くないと考えられ、評価技法又はその適用を変更する場合の注記の対象になるか否かを明示する必要性は乏しいと考えられる。

質問 3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

8. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。また、その理由として、基準価額を時価とする（または時価とみなす）ことを許容する点や、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの判断において追加的な手続きを求めていない点について、実務的な配慮がされていること、基準価額自体が制度上、一定の外部評価を受けていることが記載されている。

9. 一方、次の意見が聞かれている。

貸借対照表価額を時価に統一することに反対するコメント（本公開草案第 49-9 項）

(1) 現行の実務が割れている状態にある中、金融商品の分類及び測定について議論する前に、時価評価の対象を実質的に変更してしまうこと、すなわち投資信託についてすべて時価評価を行う実務に統一してしまうことは時期尚早と考える。

(2) 現在、取得原価で評価をしている投資家の私募リート投資口の買控えに繋がる懸念がある。また、そもそも私募リートの投資対象が時価算定会計基準等の対象外である不動産であることに鑑みても、私募リート投資口について取得原価で評価することを選択適用できるようにしていただきたい。

（対応案）

(1) 投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、取得原価で評価するよりも時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

　また、第 8 項のとおり、本公開草案の提案に同意する意見も寄せられている。さらに審議において、基準価額を時価とみなす取扱いについて、非上場不動産投資信託は基準価額が日々公表されることはないものの、一定期間ごとには算出されて投資家に通知されていると思われるため、今回の取扱いが投資家にとって実務上の困難性を生じさせることはなく実務に配慮されており、その取扱いに同意するとの意見が聞かれている。したがって、金融商品会計基準に従い、一律に時価評価することで会計処理を統一することが適当と考えられる。

(2) (1)と同様の理由で、金融商品会計基準に従い、時価評価することで会計処理を統一することが適当と考えられる。また、審議において、時価とみなす取扱いについて実務上の困難性を生じさせることはないと考えているため、投資家の買い控えに繋がる懸念があるとのコメントについては疑問があるとの意見

コメントの追加 [A15]: 「通常は金融投資目的で保有される金融資産である」について、通常でない場合はどうするのかと言う議論がある。それを踏まえても一律時価評価ということであれば、それが分かるよう記載すべきである（第 456 回企業会計基準委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。また、結論の背景第 49-10 項にも「一律に」時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとした旨、記載を修正した。

も聞かれており、本公開草案を修正しない。

解約等に関する重要な制限の判断基準についてのコメント(本公開草案第 24-9 項)

(3) 解約等に関して重要な制限があるか否かの判断基準は、投資信託財産が金融商品であっても不動産であっても本来変わらないと考えられることから、投資信託財産が不動産である投資信託について例示を掲載しない理由等につき結論の背景において明示すべきと考える。

(4) オープンエンド型の私募リートにおいては、通常規約において一度の払戻しに応じる際に解約制限が付されているが、これが重要な解約制限がある場合に該当するか否か、及びその理由について、適用指針の本文において言及が必要であると考える。

(対応案)

(3) 解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当するかの重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことが適切と考えられるため、第 24-4 項、第 24-10 項及び第 49-5 項にその旨を記載することとした。また、投資信託財産が金融商品である投資信託については、解約等に関する制限が市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否かの判断が困難であるとの懸念が審議において示されたため、重要な制限がある場合に該当しない例のみを示すこととしている。当該例示については、投資信託財産が不動産である投資信託も同様と考えられるため、その旨を以下の下線部のとおり第 24-10 項に記載することとした。他方で、投資信託財産が金融商品であるか、不動産であるかに関わらず、重要性がある解約制限について、基準価額を調整する際の金額的重要性を考慮した定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられる。したがって、例示を追加しない。その旨を以下の下線部のとおり第 49-5 項に記載することとした。

24-4. 前項~~における~~の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」~~には~~における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。例えば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない。

24-10. 前項の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にそ

コメントの追加 [A16]: 重要性の判断を「仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う」旨の記載を本文にも追加した。

の解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。また、これに該当しない例示は投資信託財産が金融商品である投資信託の第 24-4 項と同様である。

49-5.　また、解約等に関する制限がある場合において、それが市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否かの判断が困難であることが懸念されたため、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当しない例を示すこととした（第 24-4 項参照）。

ここで、審議において、その重要性の判断は、解約等に関する制限自体の重要性ではなく、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことを明らかにすべきであるとの意見が聞かれたため、これを示した（第 24-4 項参照）。一方、解約等に関する制限の金額的重要性のあるものの具体的な例示について、定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられるため、記載しないこととした。

(4) (3)のとおり、基準価額を調整する際の金額的重要性を考慮した重要性がある解約制限については定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

コメントの追加 [A17]: 「上場していない投資信託で相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合」という表現について、解釈に幅が生じると考えられる。この点の判断は重要であるため、時価算定会計基準に合わせた表現に修正すべきと考える。また、そのような場合が「観察可能なインプットと考えられる」と言い切ることについても適切でないと考える。審議資料上、解約等に関する重要性について、基準価額を調整する際の金額的重要性により判断すると修正を提案している箇所にも、相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合の説明があり、この記載も不要と考える（第 166 回金融商品専門委員会）。
→記載を削除した。

時価の算定日と基準価額の算定日の不一致についてのコメント（本公開草案第 24-9 項）

(5) 基準価額の洗い替え頻度が一般的に半年である非上場不動産投資信託について、時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められるものと理解するが、本公開草案第 24-5 項において、海外の投資信託の基準価額の利用に制限を課していることから、逆説的に時価の算定日時点の基準価額を用いることを前提としているようにも解釈される可能性があるため、実務上の観点から「直近に入手可能なものを用いることができる」旨を明確化していただきたい。

また、基準価額の算定日と決算日が乖離する場合の取扱いやその理由等について結論の背景に明記すべきである。

（対応案）

(5) 投資信託財産が不動産である投資信託については、時価算定日の直近に算定された基準価額を用いることができることを意図している。本公開草案第 24-9 項及び第 49-11 項を以下の下線部のとおり修正することとした。

24-9.　投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる。なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する。

49-12~~1~~.　また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、第 49-3 項と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができるとした（第 24-9 項参照）。

その際、第 49-6 項に記載のとおり、基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとした。

また~~なお~~、投資信託財産である不動産については、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととした。

コメントの追加 [A18]: 時価の算定日と基準価額の算定日の不一致の幅が大きい場合でも、入手し得る直近の基準価額を使用するほうが、時価評価しないよりは有用な情報が提供できる旨を記載してはどうか(第 456 回企業会計基準委員会)。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

他の算定方法の具体的な内容についてのコメント（本公開草案第 24-8 項）

(6) 「他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」とあるが、想定されている内容を具体的に示してほしい。

（対応案）

(6) 時価の定義を満たす価格を算定する他の方法がないとは言えないとして記載したものであり、具体的なケースを想定したものではない。

第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるかの確認についてのコメント(本公開草案第 24-10 項)

(7) 投資信託財産が不動産である投資信託については、第 49-12 項において不動産の時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が時価算定会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準

価額が会計基準に従って算定されたものである否かを判断することが困難であるとして、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しないこととされている。同様のロジックに従うのであれば、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品についても、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの検証の対象外としていただきたい。

（対応案）

(7) 第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しない定めは、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に限定して対応を図ったものであり、時価算定会計基準に従った原則的な対応についてまで、別途例外的な定めを置くべきではないため、本公開草案を修正しない。

質問 4（投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-9 項）を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

10. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

11. 一方、次の意見が聞かれている。

調整表の要否に関するコメント（本公開草案第 24-11 項(3)）

(1) 質問 2 へのコメント(1)と同様。

（対応案）

(1) 質問 2 の対応案(1)参照。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の注記が、金融商品実務指針第 5-2 項の枠組みに含まれることの明確化を求めるコメント（本公開草案第 24-7 項）

(2) 質問 2 へのコメント(3)と同様。

（対応案）

(2) 質問 2 の対応案(3)参照。

開示のガイダンスに関するコメント(本公開草案第 24-11 項)

(3) 質問 2 へのコメント(5)と同様。

（対応案）

(3) 質問 2 の対応案(5)参照。

注記事項の十分性に関するコメント（本公開草案第 24-11 項）

(4) 特殊な評価基準が用いられている場合や、基準価額の算定日が決算日から大きく乖離している場合であっても、その旨の開示なしに基準価額が時価として使用されることには、かえって財務情報の有用性が損なわれるおそれがある。注記事項の十分性については適用後レビューの実施を含めた継続的な検討が望まれる。

（対応案）

(4) 本公開草案第 49-11 項において、投資信託財産である不動産が、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件を設けていないと記載しているため、時価算定会計基準と異なる評価基準が用いられていることや、基準価額の算定日が時価の算定日と異なることがあることは理解可能と考えられる。また、その対象となる投資信託の貸借対照表計上額等の注記は求めているため、有用な開示となると考えられる。なお、適用後レビューの実施については、今後適用後レビュー全体の取組みの中で対応を検討していく。

質問 5（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問）

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

12. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

13. 一方、次の意見が聞かれている。

「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認を求めるコメント(本公開草案第 24-15 項)

(1) 従来、「組合等への出資」のうち、構成資産が「市場価格のない株式等」（非上場株式）であることから、時価の算定が困難であるとしていたケースがあり、

このような組合出資については、新しい枠組みにおいても「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認したい。

（対応案）

(1) 時価算定会計基準の公開草案の公表に伴う、金融商品会計基準改正の公開草案においては、民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合について、市場価格のない株式と同様の取扱いとするとしていたが、最終化に向けた審議において、組合等への出資の会計処理は、金融商品実務指針第 132 項で定められており、従来から時価をもって貸借対照表価額とすることは求められておらず、また、時価の開示についても、時価の算定対象が出資そのものなのか構成要素なのかが不明確であり投資信託と同様の論点が生じうるとの意見が聞かれたため、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにするとして、市場価格のない株式等から除外している。また、金融商品会計基準第 81-2 項において、「時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない」としている。

ここで、本資料第 5 項(1)において、投資信託については、その形式により市場価格のない株式等を間接的に保有している場合と市場価格のない株式等を直接保有している場合とでは、経済実態が異なると考え、会計の単位は投資信託自体であるとし、その旨結論の背景において明らかにする提案をしており、仮に組合等への出資についても同様に考えると、時価算定会計基準の公表前において、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っていた組合等への出資も、構成資産が市場価格のない株式等であっても、他の金融商品と同様に市場価格のない株式等に含めないこととなる。ただし、この場合においても、第 24-15 項に記載のとおり、時価の注記を要しないとする取扱いの適用は可能である。

コメントの追加 [A19]: 2019 年の時価算定会計基準の公表時のコメント対応表に関連した内容があり、こちらを参考にして頂いた方がコメント提出者の意図と合うのではないか（第 456 回企業会計基準委員会）。
→上記の聞かれた意見を踏まえ、記載を修正した。

質問 6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

14. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

15. 一方、次の意見が聞かれている。

適用時期を見直すことを求めるコメント（本公開草案第 25-2 項）

(1) 特に投資信託を大量に保有している企業にとって、解約制限の内容を網羅的に確認する作業や、グループ内での整合性の確認、会計監査人との調整等には相当程度の期間を要すると考えられる。その他、システム開発等の対応が必要となる企業もあると考えられる。また、新たに開示を求められる調整表の作成や、これまで取得原価を貸借対照表価額としていた不動産投資信託の評価方法の変更についても、準備に一定の時間が必要と考えられる。したがって、本公開草案の取扱いに係る準備期間の十分性に鑑みて、適用時期を 1 年程度延ばす等の対応を検討いただきたい。

（対応案）

(1) 聞かれた意見を踏まえ対応を検討中である。

コメントの追加 [A20]: ・解約制限を大まかに分類できても、その仕分けなど実務上の対応としては、詳細を確認し検討していく必要があり、相応に時間を要すると考えている（第 166 回金融商品専門委員会）。
・作成者の団体からの 1 年程度延ばしてほしい旨のコメントに対し過大な負担は生じないとして公開草案を修正しないとする対応には違和感がある（第 456 回企業会計基準委員会（以下同じ））。
・解約制限が時価に影響を与えるものか否かを各投資信託について確認していく必要があることを踏まえると、準備期間は短い。
・重要な解約制限に該当するか否かの判断は全てを確認したうえでないと行えず、その判断に必要な情報も特定の箇所にまとめて記載されているわけではなく、資料の大半が紙であると考えられるため、作業には相応の時間を要する懸念がある。公開草案から実務上の配慮を拡大する等の追加措置がないのであれば、適用時期を修正しない余程の理由付けがない限り、適用延期については積極的に検討頂く必要がある。
・すでに事業計画や予算がある程度決まっている中でリソースの問題もある。特に足許は IT のリソースが厳しく、一見簡単なシステム開発でも時間を要する等の事情があることを踏まえるべきである。
→上記の聞かれた意見を踏まえ対応案を検討中である。

質問 7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

16. その他のコメントとして、次の意見が聞かれている。

レベル 3 に区分される投資信託の 2022 年 3 月期末の調整表の取扱いについてコメント（本公開草案第 27-3 項）

(1) 2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から本公開草案を適用する場合、従来分類していなかった投資信託がレベル 3 に分類される時に、2022 年 3 月期末の注記においては「時価がレベル 3 の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表」は不要としていただきたい。

（対応案）

(1) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、時価のレベル別の開示は求められないためご指摘の懸念は生じない。一方、基準価額を時価とみなす取扱いの適用ができない場合及び適用しない場合、レベル 3 に区分される投資信託について、期首の時価のレベルの把握等に困難さが生じると考えられるため、2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表においては、当該投資信託について、レベル 3 の時価の金融商品の調整表を求めないこととし、本公開草案第 27-3 項を以下

の下線部のとおり修正することとした。

27-3.　20●~~XX~~年改正適用指針を年度末の連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する場合には、20●~~XX~~年改正適用指針の適用初年度における第24-7項(3)及び第24-12項(3)の注記並びに第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用しない投資信託に関する金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)②の注記を省略することができる。

また、この場合、適用初年度の翌年度においては、第24-7項(3)及び第24-12項(3)並びに第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用しない投資信託に関する金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)②の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度及び前事業年度に関する注記を要しない。

注記事項は金融商品時価開示適用指針で定めるべきとのコメント(本公開草案第24-7項及び第24-11項)

(2) 注記事項については、本来、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ではなく、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」において定めるのが適切であると考える。

(対応案)

(2) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる注記は、その適用に関する定めとセットで記載した方が理解しやすいと考えられるため、本公開草案を修正しない。

会計方針として取り扱うかどうか明確化を求めるコメント(本公開草案第24-2項等)

(3) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用を、会計方針として取り扱うかどうかを明記すべきであると考える。また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、統一するかどうかについても明記すべきであると考える。

(対応案)

(3) 基準価額を時価とみなす取扱いの適用を会計方針として取り扱うかどうかについて、これまで公表した他の会計基準において、基準価額を時価とみなす取扱いと同様に簡便的な取扱いなど他の取扱いを設けている場合においても定めていないケースが多く、個別に判断することが適当と考えられる。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信

託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、それぞれの定めを基に適用を判断していくことになるため、両者の適用が異なる場合も考えられるが、その点は、所定の要件を満たすこと以外の制約の記載がないことから分かるため、別途、その旨を明記する必要性もないと考えられる。したがって、本公開草案を修正しない。

基準価額を時価とする投資信託の時価のレベル別分類の方法について(本公開草案第 24-2 項等)

(4) 基準価額を時価とする場合の投資信託の時価のレベル別分類の方法を示すべきであると考える。

(対応案)

(4) 時価算定会計基準において、個別の金融商品についてレベル別分類の方法を示すことはしておらず、他の金融商品と同様に、原則的な考え方に従って企業が個別に検討することが適切と考えられるため、本公開草案を修正しない。

IFRS 第 13 号に基づいた投資信託の時価を見直すことにはならない旨を確認するコメント(本公開草案第 24-3 項等)

(5) 「時価の算定に関する会計基準」はIFRS第13号「公正価値測定」をコンバージェンスした基準であり、IFRS第13号に基づいて適切に測定された投資信託の時価が、本公開草案を契機とした見直しの対象にはならないものと考える。そのような理解で良いか確認したい。

(対応案)

(5) 会計基準の体系が異なることや実務における重要性の判断等を考慮すると結果として認識される数値が同じものになることを担保するものではないが、時価算定会計基準第 24 項において、「IFRS 第 13 号の表現を一部見直しているが、IFRS 第 13 号の内容と異なる定めを設けることを意図したものではない。」としている。

以　上